

住田町森林整備計画書

計 画 期 間

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日

岩 手 県
住 田 町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	2
3 森林施業の合理化に関する基本方針	5

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立竹木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢	6
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3 その他必要な事項	8

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項	9
2 天然更新に関する事項	10
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	12
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
5 その他必要な事項	13

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	14
2 保育の種類別の標準的な方法	14
3 その他必要な事項	15

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	18
3 その他必要な事項	19

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	20
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	20
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	20
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	20
5 その他必要な事項	20

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針	21
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	21

3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・	2 1
4	その他必要な事項・・・・・・・・・・	2 1
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに 関する事項・・・・・・・・・・	2 2
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項・・・・・・・・	2 3
3	作業路網の整備に関する事項・・・・・・・・・・	2 3
4	その他必要な事項・・・・・・・・・・	2 4
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項・・・・・・・・・・	2 5
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項・・・・・・・・	2 6
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・	2 7
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・・・・・	2 9
2	その他必要な事項・・・・・・・・・・	2 9
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法・・・・・・・・・・	2 9
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）・・・・・・・・・・	3 1
3	林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・	3 1
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・・・・・・・	3 1
5	その他必要な事項・・・・・・・・・・	3 2
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域・・・・・・・・・・	3 2
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法・・・	3 2
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備・・・・・・・・・・	3 3
4	その他必要な事項・・・・・・・・・・	3 3
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・	3 4
2	生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・・・	3 5
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・・・・・・・・	3 5
4	森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・・・・・	3 5
5	住民参加による森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・	3 5
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項・・・・・・・・・・	3 6
7	その他必要な事項・・・・・・・・・・	3 6

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

住田町は、岩手県東南部北上山地南端の東斜面に位置する人口 4,684 人（令和 6 年 10 月 31 日現在）の山村である。

町の中央を気仙川が流れ、西には宮澤賢治の童話「風の又三郎」の舞台となった「種山ヶ原」、東には、県立自然公園の五葉山がそびえている。総面積 33,484ha の 88.8%に相当する 29,737ha を森林が占め、県内有数のスギ林を主体とした林業振興地域である。

また、森林面積のうち民有林面積は 22,793ha となっており、その人工林面積は 11,281ha、人工林率 49.5%と県平均の 42%を上回り人工林の占める割合が高いのが特徴となっている。

本町では、林業を新たな地域戦略の中核と位置づけ、昭和 53 年に林業関係者等で組織する住田町林業振興協議会が中心となって「住田町林業振興計画」を策定し、拡大造林と木材の生産から流通・加工、さらに住宅生産・販売に至る一連のシステム化を推進した。続く平成 5 年策定の「第 2 次林業振興計画」では、それまでの検証と新たな課題に対応し、産業循環を図る地域林業のシステム化の形成を目指し施策を展開した。さらに、平成 16 年に「第 3 次林業振興計画」ともいえる「森林・林業日本一のまちづくり」を策定し、地域森林・林業の活性化、とりわけ豊富な森林資源を循環利用できるシステムを構築するとともに、環境に配慮した循環型地域社会の実現に向け、長期的な展望にたった施策のあり方と方向を示し、木質バイオマスによる森林エネルギーの循環、F S C 森林認証の取得、カーボン・オフセットへの取り組み、森林環境教育等、環境と調和しながら循環する森林・林業の実現（住田型森林（もり）業システムの構築）を目指し施策を展開してきている。

本町を取りまく森林・林業の状況は、木材価格の低迷、林業従事者の高齢化や後継者不足の進行など依然として厳しい状況にあるが、令和 3 年 6 月に閣議決定された森林・林業基本計画では林産物の供給及び利用の目標について、10 年後（令和 12 年）における総需要量を 8,700 万 m³と見通し、国産材の供給量及び利用量の目標として 4,200 万 m³としており、今後、国産材時代を実現するために施業の集約化による木材の安定供給体制の確立と川下ではさらなる加工、流通体制の整備と木材産業の競争力強化が求められている。

また、国の「新しい林業」に向けた取組の展開や地方創生の方針にのっとり町の特性を活かした林業振興を通じた町づくりを進めていきたい。

豊かな自然環境として森林・林業が果たす役割はますます多様化しており、森林の有する多面的機能の持続的発揮が強く求められている。こうしたことから、林業の成長産業化を図るため大きく次の 5 つの課題に取り組む必要がある。

第 1 点は、造成し適切に管理を維持してきた地域の森林資源を背景に、林業の産業としての発展を確保することである。私有林の個々の所有規模は、零細で効率的な施業が難しいことから、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめ、路網作設や間伐等を一括して実施する施業集約化を推進していく。

第 2 点は、長伐期施業、間伐の促進をはじめ生態系を重視した多様性のある森林の造成に

よって、森林と地域の生態系の保全をはかり、林業の環境形成への貢献を助長することと、森林空間の総合的利用のための条件を整備することである。

第3点は、技術向上の支援、定住条件等の整備により、適切な森林管理を実践するフォレストの育成等を推進し、地域社会としての山村の維持・発展を図ることである。

第4点は、これまで同様に行政及び行政を支える組織体の主導性に期待されることである。森林組合はもとより意欲と能力のある林業経営体が中心となり、森林所有者への積極的な働きかけにより森林施業の集約化を図ることである。

第5点は、FSC森林認証の基準や原則に従い、環境・経済・地域が連携しともに発展を続ける林業経営を図ることである。

これらの課題から、適正に森林を整備するため本計画を次のとおり定める。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本町が目指すべき森林資源の姿として、森林の木材生産機能を高度に発揮し豊富な森林資源を循環利用できる森林を維持しつつ、同時に土地の保全、生物多様性の保全や住民がやすらぎと憩いを感じ、自然とのふれあいをもてるなど公益的機能を持ち合わせた森林を維持・造成していくものとする。

森林の主な機能と各機能に応じた望ましい姿は、以下のとおりである。

機能の区分	森 林 の 姿
水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌に有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

豊富な森林資源を有する本町の森林のなかでも、先導的な役割を担う町有林の整備は造林適地を見極めながら、町有林として再造林あるいは天然更新をし、森林の有する公益的機能の維持発揮に努めるものとする。

また、地域の目指すべき森林資源の姿を具体化するため、次による考え方のもと施策を推進するものとする。

ア 森林整備の基本的な考え方

本町の森林は、人工林率が高く、利用可能な林齢に達した森林が増加しており、森林資源の供給能力が高まっている。

一方、町民の森林に寄せる期待は、木材等の林産物の供給はもちろんのこと、水源涵養^{かん}、山地災害防止、保健・文化・教育的利用の場の提供、良好な生活環境を保全する機能の発揮に加え、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など多様化している。このような状況に対応して、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくためには、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営を推進することが重要となっている。

森林の整備に当たっては、森林の有する公益的機能が十分発揮されるよう、保育及び間伐など適切な森林整備をするとともに、長伐期施業の導入、林道路網の導入、針広混交林や広葉樹林への誘導など、多様な森林整備を促進する。

適正な森林施業を推進するためには、林業関係者の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、森林の施業や経営の委託化、林業の担い手育成、高性能林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に推進する。

当町の森林所有者は、保有山林が5ha未満の小規模林家の割合が6割弱を占め、ほとんどが他産業に本業を持ちながら森林経営を行っており、森林施業についても木材価格の低迷により施業意欲を欠き、手入りが遅れている森林も見受けられる状況にある。

今後、これら零細林家の適切な森林整備を強化するため、林業経営の意欲の向上に資するうえでも森林施業の共同化、集約化に重点を置き、森林組合を中心とした説明会の開催、普及啓発活動の促進等を通じて、森林施業の共同化、集約化を行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林所有者等の共同での森林経営計画の作成等により確実な実施を促進する。

森林所有者に代わって地域の効率的な森林経営を推進するため、森林所有者等へ積極的に働きかけ、森林経営計画を立て施業の集約化を進める事業体等を育成し、長期的な施業受委託等が普及・定着するよう努める。集約化を進める事業体等に対しては、研修の開催や積極的な情報提供等、必要な指導・支援を行い、事業体は森林所有者に対して施業の内容や具体的な収支を明示するなどの提案を行うほか、必要に応じて森林経営管理制度の枠組みも活用し、町による経営管理権集積計画を活用した森林経営の集約化にも取り組む。

また、作業路網の整備や地形等の条件に適合した高性能林業機械導入等を促進し、労働負担の軽減と生産性の向上を図る。

イ 森林施業の推進方策に係る基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ、望ましい森林の姿に誘導するため、適切な森林施業を実施し、より健全な森林資源の維持造成を推進することとする。具体的には、人工林の適時・適切な森林施業の実施、天然林の適切な保全・整備を推進するとともに、立地条件に応じた複層林施業、長伐期施業、天然生林施業等の計画的な実施により、多様な森林資源の整備を図ることとする。

林道の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて環境負荷の低減に配慮したものとする。

開設に当たっては森林経営計画作成森林を主たる対象とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進め、切捨間伐から搬出間伐への転換を図っていく。

なお、重視すべき機能に応じた森林区分ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりとする。

・水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養^{かん}の機能が十全に発揮されるよう適切な管理を推進することを基本とする。

・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

・快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備と美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、生物多様性保全機能については、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

保健、風致等のため、適切な管理を推進することとする。

・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の団地化や機械化を通じた効率的な整備をすることを基本とする。

それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、間伐や皆伐後の再造林等の適切な森林施業の実施、森林経営計画の作成や施業集約化、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

町民の多様なニーズに対応した森林資源の整備を推進する必要がある。そのためには、森林を健全な状態に育成し循環利用するため、育成単層林・育成複層林・天然生林それぞれについて森林資源の質的充実を図る。

また、森林の有する公益的機能の持続的な発揮に対する期待が高まっており、それに関連する機能について従前以上の配慮が必要である。

具体的には、町、林業事業体、森林所有者等が一体となって、計画的に間伐・保育等の森林整備を積極的に進める。

さらには、その基盤となる路網整備の推進を図るとともに、森林経営の受委託の促進、林業の担い手育成など施業実施体制の整備、関連施設の積極的活用により地域林業の振興を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

健全で活力ある森林を維持造成し、より確かな林業地の形成を図るため、次の基本的考え方で森林施業の合理化を進める。

基本方針

- ア 森林・林業に関する各種研修会等を開催し、関係機関団体等の連携による地域一体とした取り組みの意識高揚を図る。
- イ 関係機関、団体との連携により「気仙スギ」のPRに努めブランド化を図る。
- ウ 分収造林組合の育林指導を実施し、林業従事者の研修・交流活動を通して林業振興

意欲の増進を図る。

エ 地域における労働力を安定的に確保するために総合的な担い手対策を実施する。

オ 複層林施業を推進するため、既に設定してある試験林において生育状況を継続して調査する。

カ 水準の高い確かな林業地を形成するため、情報ネットワークの形成、キーパーソンとの交流、民間活力の高揚を図り、地域間の交流を促進する。

キ 幼齡樹をシカ・カモシカの食害から防止するため、鳥獣害防止施設の設置や忌避剤の散布を実施する。

ク 林業の機械化や林業生産性の向上を図るため、林道及び作業道を整備する。

ケ 地域における上流・下流一体となって森林整備の推進を図る。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立竹木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢について、主要樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、当該林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

地 域	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
住田町全域	40 年	40 年	35 年	45 年	25 年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、次の事項を立木の伐採（主伐）の標準的な方法として定める。

なお、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す（3）又は（4）によるものとする。

また、主伐の際は、以下の方法に加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とする。

（1）森林を伐採する際には、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため1箇所あたりの伐採面積を現地の地形等状況に応じた適切な面積とするとともに、伐採箇所の分散、帯状や群状といった伐採方法の多様化、伐期の長期化を図るものとする。伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、保護樹帯を積極的

に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を図るものとする。

伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとする。

- (2) 伐採後に発生する不要な材や枝条は、適切な残置により林地に還元することを基本とするが、大雨の際に下流に被害を与える恐れがあることから、溪流敷においては溪岸の侵食高、植生の生育範囲等から推定される最大水位高からさらに2 m程度の余裕高をもって溪流敷外へ搬出する。
- (3) 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、伐採跡地が連続することがないように適切な伐採区域の形状、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮することとする。

人工林の皆伐に当たっては、資源の保続、齢級構成の平準化に向けて再造林等が確実に見込まれる場所で行うものとする。

天然林の皆伐に当たっては、気候等の自然的条件、一般的な林業技術及び所有者の森林経営状況からみて、伐採後に人工林の造成が確実な森林、または天然下種更新が確実と見込まれる森林やぼう芽による更新が確実と見込まれる森林で行うものとする。また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。ぼう芽更新の場合には、優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ11月から3月の間に伐採するものとする。

- (4) 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うこととし、材積に係る伐採率は30%以下（伐採後の造林の人工造林による場合にあっては40%以下）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(5) 伐採作業方法（施業）別の主伐時期等の目安は、次のとおりとする。

伐採作業の方法		樹 種	主伐時期 目安(年)	伐区の設定方法等
択 伐	単木択伐作業	スギ アカマツ カラマツ 有用広葉樹	80以上 80以上 70以上 100以上	伐採率は30%以下
	群状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	80以上 80以上 70以上	1 伐区20m×20mで 4 箇所/ha程度以内
	帯状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	80以上 80以上 70以上	伐採幅は高木の樹高 程度以内
皆 伐	長伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ケヤキその他有用広葉樹	80以上 80以上 70以上 100以上	伐区の大きさは、土砂 の崩壊、流出に伴い下 流域に被害を及ぼす おそれがない程度と する。
	短・中伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ナラ類	45～60 45～60 40～55 25～30	

(6) 森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

3 その他必要な事項

- (1) 土地の保全や自然環境の保全等の公益的機能の維持増進をはかりながら、将来の安定した森林資源の保続を促進するため、F S C森林認証林の加入拡大を進めるものとする。
- (2) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。
- (3) 将来の安定した森林資源の保続を目指し、「択伐や利用間伐の促進」、「効率的な施業の促進」を進め、伐採作業の主体を皆伐から択伐・利用間伐への移行を図るものとする。
- (4) 花粉の発生源となるスギ等の人工林については、伐採・植替え等を促進する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種について、立地条件、既往の造林地の生育状況及び林産物の需要動向を勘案のうえ、適地適木を旨として次のとおりとする。

なお、苗木の選定に当たっては、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木の導入及び増加に努めるものとする。

区 分	樹 種 名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、アカマツ、カラマツ、造林実績のある有用広葉樹	

また、上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等の指導を受け、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1 ha 当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）	備 考
スギ	疎	1,000	
	中	3,000	
	密	4,000	
アカマツ	疎	2,800	
	中	4,000	
	密	5,000	
カラマツ	疎	1,000	
	中	2,500	
	密	3,000	

森林所有者等が住田町森林整備計画に定める標準的植栽本数の範囲をこえて植栽しようとする場合には、林業普及指導員等の指導を受ける。

複層林化や混交林化を図る森林では、疎仕立ての本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上の植栽本数となるように配慮する。

イ その他人工造林の方法

その他必要な事項について、以下のとおり定める。

区 分	標準的な方法
地ごしらえの方法	全面地ごしらえ、筋地ごしらえ、坪地ごしらえの方法の中から、支障となる植生の状況、地形、気象等の立地条件、対象物の量、更新の目的等に応じ適切なものを選定し行うものとする。 なお、地ごしらえの際に、溪流敷内林地残材・枝条等を放置しないよう留意するとともに、大雨で流されないよう杭木により固定するものとする。
植え付けの方法	作業対象地の気象条件や土壌条件、苗木の特性・形状に応じ、活着及び植栽後の生育に最も有効とされる方法で行うものとする。
植栽の時期	植栽時期は、原則として、樹木が生長を始める前の4月上旬から5月中旬に行うものとする。ただし、スギについては、梅雨期でも差し支えない。 秋植えを行う場合には、落葉から降霜期までに植付けが終えるよう留意する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、次のとおりとする。

3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。

伐採の方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し、2年以内
択 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し、5年以内

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新の対象樹種や標準的な方法等は、県が定めた「天然更新完了基準（技術指針）」（平成20年4月23日付け森整第91号）によるものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹（高木性）
ぼう芽による更新が可能な樹種	ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法について、気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を定める。

天然更新を行う際には、期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新すべきものとする。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さは、30cm 以上とする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数（本/ha）
全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹（高木性）	6,500

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行う場合、ぼう芽の優劣が区分できる時期(ぼう芽発生後 4～7 年目頃)に、一株あたりの仕立て本数 2～5 本を目安として行う。

ウ その他天然更新の方法

天然更新完了の判断基準は、林地全域（概ね 6 割以上）に、将来樹冠を形成する高木性の樹種で、樹高が概ね 30cm 以上の後継樹の密度が、2,000 本/ha 以上で発生している状態とする。

$$2,000 \text{ 本/ha} \div 6,500 \text{ 本/ha} \times 3/10$$

更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間について、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とし、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

森林の多面的機能を維持するため主伐後の適確な更新を確保することを旨とし、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況のほか、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況並びに森林の有する機能の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、下記基準を全て満たす森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として、植栽による更新を図ることとする。

ア 現況が針葉樹人工林である森林

イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林やアカマツ林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在しない森林

ウ 林床に更新樹種が存在しない森林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を次のとおりとする。

最大立木本数（本/ha）	備 考
6,500	

最大立木本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）が更新すべき本数である。

$$2,000 \text{ 本/ha} \div 6,500 \text{ 本/ha} \times 3/10$$

5 その他必要な事項

- (1) 木材生産機能を高度に発揮し豊富な森林資源が循環利用できる森林を維持造成していくためには、初期投資額の節減が必要であり、そのためには、コンテナ苗木の導入や低密度の植栽なども適否を見極めながら導入を進めていくものとする。
- (2) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。
- (3) 近年、私有林においては皆伐後の天然更新がほとんどである。F S C森林認証の原則にない、将来の資源確保の観点からも人工造林を促していくものとする。
- (4) 針葉樹人工林の資源の保続、年齢構成の平準化に向け適地適木を基本としながら再造林を積極的に促進する。
なお、近年需要が高まり、将来の資源の枯渇懸念されるカラマツについては、造林を奨励し将来資源の確保を図る。
- (5) アカマツの人工造林に当たっては、松くい虫被害抵抗性アカマツ品種を奨励する。
- (6) 製紙用チップやしいたけの原木として供給されている広葉樹の天然更新は適期・適齢の更新を継承するとともに、林地保全等環境に配慮した施業を促進する。

第3 間伐を実施すべき標準的林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐の定義

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うことをいう。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法について、標準的な森林の立地条件、既往の間伐の方法を勘案し、立木の生育促進、森林の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等を次のとおりとする。また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	間伐の時期 の目安	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）					標準的な方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	間伐の実施時期は上層木の隣接する枝葉が重なりはじめて3年以内を目安とする。	19	25	33	46		間伐の方法は原則として岩手県民有林林分密度管理図を利用する。
アカマツ		17	21	27	36	51	
カラマツ		16	21	29	48		

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法について、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、次のとおりとする。

保育の種類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数											標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
下刈	スギ	1	1	1	1	1							下刈は、造林木の高さが雑木の丈の概ね1.5倍程度になるまで行う。実施時期は造林木の成長が最盛期になる直前とし、概ね7月～8月頃を目途とする。	
	アカマツ	1	1	1	1	1								
	カラマツ	1	1	1	1	1								
つる切	スギ							1				1	つる切は、下刈終了後つる類の繁茂が著しいところにおいて実施し実施時期は9月～10月頃を目途とする。	
	アカマツ						1				1			
	カラマツ						1				1			

保育の 種類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数											標準的な方法	備考
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
除伐	スギ		1					1					除伐は、林分が閉鎖を始める段階で林木の成長を阻害している侵入広葉樹等の除去を行う。なお、自然条件、林木相互の配置状況によって方法を考慮する。実施時期は10月～12月頃を目途とする。	
	アカマツ	1								1				
	カラマツ		1							1				
枝打ち	スギ					1					1		枝打ちは、林分が閉鎖を始める段階で、除伐終了後2～3年を目安に実施し施業時期は12月～3月を目途とする。	

3 その他必要な事項

- (1) 標準的な方法に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、これに応じた間伐又は保育の方法を定める。
 - ア 間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条を集積し、溪流敷きに放置しないなど、災害の防止に努めるものとする。
 - イ 森林の状況に応じた、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図り、利用間伐の拡大を促進するものとする。
 - ウ 猛禽類の生息が確認されている地域においては、生息環境の確保のための列状間伐を導入するなどの配慮をするものとする。
 - エ 地球温暖化防止や循環型社会の形成に向けて、間伐で生じた未利用材等の利用促進に努めるものとする。
- (2) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。
- (3) 平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満（4 齢級～標準伐期齢）では 10 年、標準伐期齢以上（標準伐期齢～11 齢級）では 15 年とすることとし、これに基づいて選出された「計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林」の所在等は、「別表 3」のとおりとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域については次のとおりとする。

- ・水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「水源^{かん}涵養機能維持増進森林」とする）
- ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」とする）
- ・快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「快適環境形成機能維持増進森林」とする）
- ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「保健文化機能維持増進森林」とする）
- ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「木材等生産機能維持増進森林」とする）

この区分により、重視すべき機能に応じた森林整備及び保全を図ることとする。

岩手県における森林の機能区分は「生態系保全森林（悠久の森）」、「生活環境保全森林（ふれあいの森）」、「県土水源保全森林（ほぜんの森）」、「資源循環利用森林（循環の森）」の4タイプとなっている。

国が示す公益的機能別施業森林等との関連は、「保健文化機能維持増進森林」を「生態系保全森林（悠久の森）」に、「快適環境形成機能維持増進森林」を「生活環境保全森林（ふれあいの森）」に、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」と「水源^{かん}涵養機能維持増進森林」を併せ「県土水源保全森林（ほぜんの森）」に、「木材等生産機能維持増進森林」を「資源循環利用森林（循環の森）」となる。

(1) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源^{かん}涵養機能が高い森林
当該森林の区域を別表1（1）により定める。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、当該森林の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、別表2（1）により定める。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
住田町全域	50 年	50 年	45 年	55 年	35 年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が^{かん}高い森林等
当該森林の区域を別表 1（2）により定める。

② 快適環境形成機能維持増進森林

日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が^{かん}高い森林等
当該森林の区域を別表 1（3）により定める。

③ 保健文化機能維持増進森林

住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が^{かん}高い森林等とし、当該森林の区域を別表 1（4）により定める。

イ 施業の方法

上記アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を行う。

上記アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を行う。

上記アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を行う。特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

上記アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林とし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができな

いと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐を行う伐期齢の下限について、標準伐期齢の概ね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

また、上記アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを、当該推進すべき森林施業ごとに別表2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
住田町全域	80 年	80 年	70 年	90 年	50 年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林等とし、当該森林の区域を別表1（5）のとおり定める。

この際、区域内において上記1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

また、木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力及び施業の効率性が特に高いと認められる森林を「特に効率的な施業が可能な森林」とし、当該森林の区域を別表1（6）により定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は、原則として植栽による更新を行うこととする。

公益的機能別施業森林の区域 【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
(1) 水源涵養機能維持増進森林	別紙 1 (1) のとおり	18,140.91
(2) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	別紙 1 (2) のとおり	635.42
(3) 快適環境形成機能維持増進森林	別紙 1 (3) のとおり	446.65
(4) 保健文化機能維持増進森林	別紙 1 (4) のとおり	80.47
(5) 木材等生産機能の維持増進森林	別紙 1 (5) のとおり	3,489.98
(6) 木材等生産機能の維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	-

公益的機能別施業森林の施業方法 【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
(1) 伐期の延長を推進すべき森林	別紙 2 (1) のとおり	18,140.91
複層林施業を推進すべき森林	(2) 択伐による複層林施業を推進すべき森林	678.14
	(3) 複層林施業を推進すべき森林(伐採によるものを除く)	-
(4) 長伐期施業を推進すべき森林	別紙 2 (4) のとおり	461.55
(5) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	別紙 2 (5) のとおり	22.85

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

特定非営利活動法人等による、植栽や間伐等保育の参入を進めるため、対象森林の情報の提供及び所有者への斡旋に努め、施業実施協定の締結を促進するものとする。

(2) その他

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町の森林状況を踏まえ、健全な森林の維持、造成を円滑に図るためには、経費、労働負担の軽減化を進めることが望まれることから集約化を推進し、森林の施業又は経営の受委託を促進することが重要であり、促進の方針を次のとおり定める。

促進方針

- ア 森林組合・意欲と能力のある林業経営体地域けん引型林業経営体等が中心となった森林所有者の合意形成による計画的な施業と施業の集約化を推進する。
- イ 森林組合・意欲と能力のある林業経営体等による森林施業受託を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等に代わって地域の効率的な森林経営を推進し、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するため、森林組合・意欲と能力のある林業経営体等による森林経営計画の作成を促進する。促進方針を次のとおり定める。

促進方針

- ア 低コスト施業や路網整備にかかる研修等の実施や集約化に必要な情報の提供及び助言・斡旋等の積極的な支援を行う。
- イ 不在村森林所有者の多い地域において、当該所有者に対する普及啓発活動を強化し集約化の確保に努める。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

経営の受委託を推進するに当たっては、森林所有者と森林の経営の委託を受けるものとの長期にわたる契約となることから、立木竹に係る使用収益、森林の保護等森林の経営の受委託の内容を明らかにするよう留意するとともに、代替わり等による不慮の権利消失を防止するため、契約締結時における地上権の設定など必要な措置を講ずるなどの啓発に努める。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林の状況に応じて森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより適切な森林の経営管理を推進する。

なお、経営管理権集積計画の作成にあたっては、本計画に定めたれた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町は、戦後積極的に拡大造林を推進し、現在、町内の町有林人工林面積は約 1 万 1 千 ha となっており、健全な森林の維持、造成を円滑に図るためには、経費、労働負担の軽減化を進めるとともに生産施設の効率的配置、継続的利用が望まれることから森林施業の共同化を促進することが重要であり、促進の方針を次のとおり定める。

また、国有林との連携を密にし、路網の共同利用や共同施業の実施を目指す。

促進方針

- ア 森林組合・意欲と能力のある林業経営体等が中心となった森林所有者の合意形成による計画的な施業と施業の集約化を推進する。
- イ 森林組合・意欲と能力のある林業経営体等による森林施業受委託を促進する。
- ウ 森林施業共同化体制を促進する。
- エ 民国連携による施業の協同化を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するため、森林組合等林業事業体と連携し作業路の開設、維持管理及び間伐等の森林施業を図るための施業実施協定の締結を促進する。促進方策は次のとおり定める。

促進方策

- ア 啓発普及活動を推進する。
- イ 施業委託を促進する。
- ウ 県・町・森林組合等の一体的な取り組みによる指導・助言を行う。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ア 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同又は意欲のある林業事業体等への行動委託により実施することを旨とすること。
- イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。
- ウ 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網の開設については、Iの2に定める「森林整備の基本方針」の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮したものとする。

開設にあたっては森林経営計画作成森林を主たる対象とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進めるものとする。

路網開設の際は、下表「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」を目安として林道（林業専用道も含む。以下同じ。）及び森林作業道を利用形態や地形・地質等に応じ適切に組み合わせ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

また、小動物が自力で脱出できる構造を有する側溝の設置や在来植生による緑化などにより、自然環境の保全に配慮しながら、森林の形態、森林整備状況等の諸条件、地元からの要望などを踏まえたうえで、地域の将来を見据えた整備を推進する。

なお、ここで言う路網とは、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」を指す。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路 網 密 度	
			基 幹 路 網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	110以上	30以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	85以上	23以上
	架線系作業システム	25以上	23以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60〈50〉以上	16以上
	架線系作業システム	20〈15〉以上	16以上
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

注1 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用すること。また、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

注2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注3 「車両系作業システムとは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等の活用をする。

注4 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域

路網整備等推進区域		区域面積 (ha)	路網延長 (m)				路網密度 (m/ha)	対図 番号
区域名	林班		計	林道	林業専用道	森林作業道		
柏里線	71～78 林班	700	14,000	11,000	0	3,000	20.0	①
野形雷神線	2-4, 7-9, 14-17 林班	814	13,680	13,680	0	0	16.8	②
猿楽線	1-2 林班	541	2,900	2,900	0	0	5.4	③

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 4 日付け 22 林整第 602 号林野庁長官通知）、岩手県林業専用道作設指針（平成 23 年 11 月 21 日付け森保第 872 号）に則り、適切な規格・構造の路網の整備を進める。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
開設	自動車道	指定林道	世田米	柏里線	11.00	700		①	
開設計				1路線	11.00	700			
拡張	改良	指定林道	世田米	野形雷神線	13.68	814		②	
				猿楽線	2.90	541		③	
改良計				2路線	16.58	1,355			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 8 日付け森整第 27 号）に則り、継続的な使用に供する森林作業道の開設を推進する。

森林作業道開設にかかる留意点については、次のとおり。

森林作業道は、目標とする森林づくりのための基盤であり、森林施業の目的に従って継続的に利用していくものであるから、対象区域で行っていく森林施業を見据え、適切な路網計画の下、安全な箇所にも効果的に作設していかなければならない。

路線は、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組合せに適合し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置する。

なお、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地下構造を資料等により確認するとともに、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮する。

このほか、次の点に留意し、路線計画を立案する。

- ・路線選定に当たっては、地形・地質の安定している箇所を通過するように選定する。
また、線形は地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。
- ・林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法、介在する人家、施設、水源地などの迂回方法を適切に決定する。
- ・やむを得ず破砕帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土及び簡易な工作物などを適切に計画する。
- ・潰れ地の規模に影響する幅員やヘアピンカーブの設置を検討する場合は、森林施業の効率化の観点だけでなく小規模森林所有者への影響に配慮する。
- ・造材、積み込みなどの作業や、待避、駐車のためのスペースなど、作業を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。
- ・作設費用と得られる効果のバランスに留意する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 8 日付け森整第 27 号）に基づき、継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本町を取りまく環境は、人口の減少、高齢化社会の到来、地場産業の停滞等厳しい状況にある。とりわけ地域産業の担い手不足と高齢化は緊急の課題である。林業従事者数についても減少しており、現在まで、森林組合を中心として担い手確保に努めてきたものの、高齢者がリタイアしていく中その補充ができていない。

担い手確保に向けた解決策は全国的にみても厳しいが、21世紀は地域セクターの時代と言われているだけに、異業種との提携、交流によるこうした実績の着実な積み重ねが重要性を増している。

以上のことを踏まえ森林施業の円滑な推進により地域森林資源の整備を図るため、次により、林業従事者の養成、確保を推進する。

(1) 林業従事者の確保・育成

つぎにより林業従事者の確保・育成を推進するものとする。

基本方針

- ア 事業体経営が必要とする事業量の安定的確保と収益性の維持・向上を図る。
- イ 雇用の長期化・安定化、就労条件の改善を図る。
- ウ 労働強度の軽減と労働災害の減少を図る。
- エ 新規参入者の促進を図る。

林業労働者及び林業後継者の養成方策

ア 林業労働者の育成

林業労働者の確保と新規参入者の促進を図る。

- ・作業機械化等により就労環境を改善し、生産性、所得の向上を図る。
- ・労働時間や休日の設定など労働条件の改善、通年雇用体制・定年制の導入を図る。
- ・社会保険の整備等、条件整備を進める。
- ・就労の安定に必要な多能工技能者やオペレーター等の養成を行う。
- ・森林・林業に対するイメージの改善、PR活動を通じ、新規就業者の確保を図る。

イ 林業後継者の育成

安定的収入の確保が図れるよう効率的な林業経営を促進する。

- ・主体的取り組みを助長し、経営の規模や構造に対応した林業経営を促進する。
- ・森林・林業で中心的な役割を果たす新たな担い手の育成・研修への参加を支援する。

ウ 指導林家、青年林業士等地域のリーダー育成を図る。

エ NPO等団体の受け入れと住田の担い手及び森林所有者との交流を促進する。

オ 森林・林業の中心的な担い手による森林所有者への指導を促進する。

カ 森林環境学習等を開催し、地域資源の再開発と次世代を担う世代に森林・林業への関心と理解を深める。

(2) 意欲と能力のある林業経営体等の育成強化

林業経営の集積・集約化の受け皿となり得る意欲と能力のある林業経営体等に対し、経営基盤の強化を支援するとともに、森林経営計画の作成や低コスト化を実現できる高度な能力を有する林業事業体として育成・支援するため、つぎにより意欲と能力のある林業経営体等の育成を推進するものとする。

林業事業体の育成方策

ア 低コスト化実現に向けた伐出システムの見直し

- ・先進地事業体による現地技術習得の強化
- ・先進地事業体との情報交換による先進的手法の実践
- ・高性能林業機械の導入の支援
- ・事業量の安定的確保と収益性の向上
- ・年間事業量の確保
- ・他事業体との連携による通年作業

イ 労働環境の整備（福利厚生・労働条件等）と新規参入者の促進

ウ 森林経営計画の作成の支援

(3) 林家等の林業経営の活性化

林業経営の安定化を図るため、林家や林業経営を行っている企業等の主体的取組みを助長し、経営規模、経営構造に対応した効率的な林業経営を促進するとともに、経営意識の高揚と活発な林業生産活動の展開を促進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産性の向上による低コスト化、労働強度の軽減など就労環境の改善を図るため、地域に適した作業システムの検討を進めるとともに、現地の作業条件に応じた効率的作業システムを展開できる技術者の養成を計画的に推進する。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将 来
伐倒 造材 集材	町内全域 （大規模緩傾斜地）	チェンソー、小型トラクタ、 プロセッサ、フォワーダ	【伐倒造材】 チェンソー フェラーバンチャ ハーベスタ プロセッサ 【集材】 フォワーダ スキッド タワーヤーダ ※以上から地形状況に応じた最適な組合せを選択する。
	（大規模急傾斜地）	チェンソー、架線集材、 プロセッサ	
	（小規模緩傾斜地）	チェンソー、小型トラクタ、 小型運搬車	
	（小規模急傾斜地）	チェンソー、小型トラクタ、	

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町は、戦後積極的に拡大造林を推進し、現在、町内の民有林人工林面積は約1万1千haとなっている。これらの森林資源は着実に増加しており、主伐時期を迎えている。しかし、木材価格の低下の影響を受け森林所有者の森林施業に対する意欲が減退している状況にある。

このようなことから、国産材時代に向けて、FSC材の普及と、地域の特性を活かした「気仙スギ」の産地銘柄化を中心とした地域林業の総合的システム化の形成を図るための整備方針を次のとおり定める。

整備方針

ア 「気仙スギ」の特性を活かした特色のある産地の形成

- ・森林組合、素材生産業、木材加工業等林業関係者、大工・工務店等、異業種の提携、共同化を進め民間固有の創造性、機動力の発揮により特色ある産地の形成を図る。
- ・付加価値を高めた材の大量かつ安定的供給体制の整備を進める。
けせんプレカット事業協同組合、気仙木材加工協同組合連合会等の連携を強め地域産業のシステム化の確立を図るとともに地域森林資源を活かした新たな地域産業を創出するため、関係者の創意と情熱を維持し、熟度の高い生産活動展開に努める。

イ 素材の安定供給体制の確立

- ・素材の計画的、安定的供給を図るため、効率的森林管理システムを構築する。
- ・計画的な林道開設の推進、林内路網の整備、森林施業の計画的推進を図る。
- ・高性能林業機械の導入等による素材生産技能者の養成・組織化を図るとともに、素材生産技術の体系化等による高能率生産システムの導入を推進する。
- ・森林組合・意欲と能力のある林業経営体等が中心となって森林施業の集約化を推進するため、森林所有者との合意形成に努める。
- ・環境に配慮した低コスト路網の整備を推進する。

ウ 木材の加工、流通の近代化

- ・原木の集荷から製材、高次加工材の生産、流通等を一貫して行う総合的な加工・流通体制の整備を促進する。
- ・住宅建築分野の需要構造が変化する中で、需要に明確に対応した木材製品を低コストで供給するため、川上から川下の関係者が連携して住宅資材を低コストで供給するシステムを推進する。
- ・製品の円滑な生産を図るため、木材需要情報活動等を体系化し、消費地情報を産地に還元する木材情報システムの整備について検討する。
- ・国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱うすべての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成２８年法律第４８号）に基づき、木材関連事業者により合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

エ 木材の需要拡大

- ・ＦＳＣ材の流通を促進する。
- ・木材加工システムのより効率的な稼働を図る。
- ・木質バイオマスエネルギーの利用促進を図る。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図 番号	位 置	規 模	対図 番号	民 間
製材工場	世田米	300m ³	1				民 間
	世田米	8,000m ³	2				民 間
	世田米	10,000m ³	3				共同事業体
	世田米	4,100m ³	4				民 間
	上有住	10,000m ³	5				民 間
プレカット工場	世田米	3,700m ³	6				共同事業体
集成材工場	世田米	15,000m ³	7				共同事業体

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については次のとおり定める。

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	1～317	22,793

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法として、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独又は組み合わせて推進する。

また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努める。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、忌避剤の散布、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内では、必要に応じて、現地調査や各種会議での情報交換、森林所有者からの情報収集等により、鳥獣害防止対策の実施状況を確認する。

また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合は、森林所有者等に対する助言・指導等を通じた鳥獣害の防止に努める。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとし、被害対策の推進に当たっては、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとする。

なお、森林病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合については、伐採の促進に関する指導等を行う。

ア 松くい虫被害対策

① 松林機能区分に応じた効果的な被害対策の実施

被害対策の実施にあたっては、松林機能に応じた適切な駆除方法を選択して、効果的な被害対策に努めるものとする。

松林機能区分毎の防除方法は次のとおりとする。

機能区分	松林機能	対策の方針
高度公益機能森林	保安林として指定された松林及びその他公益機能が高い松林であって他の樹種からなる森林によってはその機能を確保することが困難な松林にあつて、防除措置の徹底により、将来にわたって松林として保全すべき松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐倒等森林整備
被害拡大防止森林	被害対策を緊急に行わなければ、高度公益機能森林又は未被害地域の松林に被害が拡大すると認められる松林であつて、樹種転換の推進を基本としつつ、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）
地区保全森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、高度公益機能森林への拡大を防止する措置を実施することが適当な松林であつて、高度公益機能森林の周辺の松林で、一定のまとまりをもって保全を図ることが必要かつ可能な松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備
地区被害拡大防止森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、地区保全森林以外の松林であつて、地区保全森林の周辺で樹種転換を計画的に推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）

② 松林の健全化

被害が微少な松林において、被害木の駆除とあわせ被圧木、雪害木等の不用木及び枯れ枝等感染源の徹底除去と処理（衛生伐等森林整備）を行い、健全な松林を育成し、その機能の維持を図るものとする。

伐採にあたっては、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」（平成 21 年 4 月 16 日付け森整第 65 号）に定められた伐採方法、時期等に配慮し、伐採木が松くい虫の感染源にならないよう適切に行うものとする。

③ 樹種転換の実施

被害が著しい松林や標準伐期齢に達した松林について、高度公益機能森林や地区保全森林への被害の感染源を除去するため、植生の遷移を考慮しながら、積極的に他の樹種へ転換（松くい虫抵抗性松を含む。）を図るものとする。

松の混交率が低く、当該松を除去しても森林の機能を維持できる広葉樹林等では、感染源の除去を行うため、生立木除去を行うものとする。

④ 松くい虫被害木の有効利用

被害木については、「松くい虫被害木の利用駆除ガイドライン」（平成 29 年 8 月 28 日付け森整第 376 号）を遵守し積極的に破砕（チップ化）や切削処理を行い、製紙用や燃料用、合板用単板としての利用を促進するものとする。

イ ナラ枯れ被害対策の方針

被害が未発生の地域では、被害地域からの被害侵入を防止するため、監視体制を整備し早期発見に努めるとともに、被害木が発見された場合は、カシノナガキクイムシが羽化脱出するまでに駆除を実施し、被害の拡大、定着を阻止するものとする。

被害地域やその周辺地域では、ナラ類の伐採進め、若返りによる森林の健全化と被害木のチップ化による駆除を推進するものとする。

(2) その他

森林病虫害等の被害を早期に発見し、被害を最小限にとどめるため、町林野保護員及び関係機関と連携し監視にあたるなど連絡体制の強化に努めるものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、野生鳥獣との共存にも配慮するものとする。

適時適切な間伐の実施、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るとともに、防護柵の設置等による被害対策を実施する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、町消防団と連携し巡視・啓発活動を推進するとともに、背負い式消防水のうや軽可搬ポンプ等の初期消火機材の整備に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施区域や方法、消火体制などを関係機関と協議のうえ、森林法第 21 条の規定

に基づく市町村長による許可を受けたうえで行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
なし	

(2) その他

特になし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森 林 の 所 在		森林の林種別面積 (ha)				備考
位 置	林 小 班	合計	人工林	天然林	無立木地	
住田町世田米字 子飼沢30-4	別紙3のとおり	77.36	46.18	31.18	0	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施 業 の 方 法
造林	原則として、育成複層林の天然林については天然更新とし、必要に応じて更新補助作業を行い人工林については複層林施業とし、受光伐実施箇所の下層木を植栽し、育成複層林に誘導する。
保育	健全な林分の維持とともに、快適な森林環境の維持、利用の利便性にも配慮して、下刈、除伐等を積極的に行う。
伐採	自然環境の保全と景観の維持向上を図るため、原則として、全区域を択伐とする。
その他	法令等により施業について制限が設けられている場合は、当該法令の定めによるほか、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全等 公益的機能の維持増進に配慮した施業に努めるものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備	
1. 整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設	
(1) 休 養 施 設	展望台、休憩施設等
(2) 休 養 文 化 施 設	木工工芸体験施設、製炭施設等
(3) スポーツ及びレクリエーション施設	木製遊具施設、バンガロー、 林間広場、遊歩道等
(4) 施 設 の 利 用 上 必 要 な 施 設	総合案内施設、駐車場、取付道路等
2. 森林保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項	
(1) 施設整備に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の状況、利用の見通し等に応じた多様な施設を一体的かつ計画的に行うこととする。	
(2) 施設の維持運営に当たっては、管理体制等適切な措置を講じることとする。	

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期 待 平 均 樹 高	備 考
ス ギ	18.2m	
アカマツ	17.5m	
カラマツ	18.9m	
広葉樹（コナラ）	11.2m	

4 その他必要な事項

保健機能森林においては、林野火災の予防体制を整備し、安全施設の施設等に配慮して管理・運営するとともに、森林の整備等に当たっては、自然環境の保全と両立した保健機能の増進が図られるよう十分留意することとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
下在・中沢	1～29	2,330.37
東峰・川口・川向	30～56、58～69	3,554.83
大股	57, 70～122	4,393.32
両向・天嶽	123～125、302～316	1,050.48
火の土・中上	126～139、142～159、162、179～185	2,280.20
新切	140, 141, 160, 161, 163～178, 186, 187, 204, 205	1,575.38
新田	188～203, 206～216	1,596.33
坂本・八日町	217～255	2,667.94
五葉	256～301, 317	3,344.58

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
計画なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林環境学習等の開催などにより、次世代を担う子供たちや町民に地域資源の再認識と森林・林業への関心と理解を醸成するために利用されている下記施設の整備と拡充を推進する。

また、きのこ等の特用林産物、各種利用施設の整備等により森林を総合的に利用する体制整備を推進する。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)		将 来		対図番号
	位置	規 模	位置	規 模	
種山ヶ原 森林公園	姥石	遊歩道 休憩施設 管理棟 林間広場 管理車道 トイレ	姥石	遊歩道 休憩施設 管理棟 林間広場 管理者道 トイレ	1
五葉山麓 森林公園	桧山	森林浴歩道 管理棟	桧山	森林浴歩道 管理棟 ※トイレ	2

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民による取組みに関する事項

環境保全機能に対する関心が高まりつつある中で、森林整備の充実を推進するため地域住民による森林整備への参加を図り、森林の役割についての認識の向上、森林づくりの推進が重要となっている。このため、森林、林業体験の活動を通じて、小・中学生等に対する森林・林業についての知識の普及、林業体験の推進を図るとともに、緑の募金活動、植樹祭又は育樹祭等の各種イベントを通して幅広い普及に努める。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

森林は木材生産機能のみならず山地災害の防止や水源涵養機能等多様な機能により住民の生活と深く結びついている。特に、水に関しては生活に密接に関わるだけに、森林の有する公益的機能を高度に発揮することが重要である。

このため、上流域における伐採跡地への植栽や造林地の下刈活動など各種イベントを通して、森林づくりに向けた流域間の交流の推進を図る。

(3) その他

森林ボランティアの受け入れや、企業の森の設置など、森林資源を活用した交流を推進するとともに、民泊を含めた受け入れ態勢の整備を図る。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権の設定状況

該当なし

(2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

該当なし

7 その他必要な事項

(1) 盛土等の安全対策の適切な実施

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。